

令和7年9月8日

報道各位

消防局長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分の内容

- | | |
|-------------|--|
| (1) 処分の程度 | 懲戒処分 停職 5か月 |
| (2) 処分年月日 | 令和7年9月8日 |
| (3) 被処分者 | 消防局 消防司令長 50歳代（令和7年9月8日現在） |
| (4) 処分対象の概要 | 被処分者は、令和7年7月12日、西区内の店舗にて窃盗をしたとして、現行犯逮捕され、令和7年8月27日不起訴処分となったもの。
なお、当該職員は本日付け（処分日）をもって、依願退職しています。 |

2 処分に関する消防局長コメント

本日付けで、職員1名を懲戒処分としました。

当該職員の行為は、市民の安心安全を守る消防職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾であります。

今後は、より一層の綱紀粛正と服務規律の徹底を図り、職員一同、信頼回復に努めてまいります。

※本件に対する問い合わせについては、令和7年9月8日午後6時15分までにお願いします。

【問い合わせ先】

新潟市消防局 企画人事課
電話 025-288-3210（直通）
担当 伊藤